

山建産連発第51号
令和8年3月12日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一
(公印省略)

地域建設業経営強化融資制度の延長及び地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の改正について

件名のことについて、別紙の通り、山梨県県土整備部長より通知がありました。

この制度は、山梨県が発注する建設工事を請け負う建設業者に対し、公共工事などの請負代金債権を担保に融資を受けられる制度であり、建設業界の資金調達を支援し、経営の安定化を図ることを目的とされております。

今般、この制度の運用期間が令和13年3月末日まで延長され、併せて建設業者の資金調達を円滑にするための事務手続きを定めた事務取扱要領が一部改正されたとのことです。

つきましては、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知いただきますようよろしくお願い致します。

以上